

令和4年1月21日

政府対策本部長  
内閣総理大臣 岸田文雄 様

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長  
静岡県知事 川勝 平太

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく  
まん延防止等重点措置の適用に関する要請について

静岡県の新型コロナウイルスの感染者数は、1月20日に過去最大となる1,050名を記録し、オミクロン株の強力な感染力により、これまで経験していないスピードで感染拡大が進行しています。

また、1月20日現在で、確保病床の使用率は24.3%、宿泊療養施設の入居占有率は47.0%と、いずれも高い水準にあり、さらに、医療従事者や介護従事者の感染者、濃厚接触者が相次いで確認され、医療や介護への影響が大変危惧される事態となっています。

県では、1月18日に、県民や事業者の皆様へ「オミクロン株感染拡大への厳重な警戒」を呼び掛け、不織布マスクの着用や飲食を伴う会合は少人数で黙食、テレワーク勤務や時差出勤の推進などを呼びかけておりますが、感染の勢いを抑えるには至っておりません。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、静岡県を「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域」とする、まん延防止等重点措置の適用を要請いたします。